

対象となる事案の範囲 (慰謝料)

令和3年8月5日
消費者庁

第7回の検討事項等(再掲)

以上を踏まえると、次のような場合には、対象とする必要があり、かつ、支配性・係争利益の把握可能性が認められるのではないか

- ①現行の特例法上対象となる財産的損害と併せて請求されるもの
- or
- ②消費者契約の目的となるもの(給付の内容)に関する義務違反により生じたもの
- or
- ③事業者の故意・重過失により生じたもの

かつ

画一的に算定できるもの



現行法で対象外としている特例法第3条第2項第6号の「精神上的苦痛を受けたことによる損害」から除くこととしてはどうか

これまでの議論を踏まえた検討のポイント

検討のポイント

- ① 画一的に算定できる場合（画一性）について、支配性要件との関係も踏まえて整理する
- ② 画一性に加えて、第7回提案における条件①～③を設定することが必要かを整理する
- ③ 個人情報漏洩事案については別途の扱いをすることについて検討する

検討のポイント①・②の敷衍(1)

検討のポイント①について

○支配性要件が、二段階目の手続における対象債権の存否及び内容の適切かつ迅速な判断に困難がない場合を画するための要件であるのに対し、画一性は、慰謝料について、その性質(※)を踏まえ、特例法上対象となるものを画するための条件であり、基準としては異なるものと考えられるのではないか

※慰謝料は、その額について、財産的損害のように領収証等の金額を直接明らかにする証拠による立証などの客観的な方法により算定ができないものであり(※1)、裁判所が裁量により算定するもの(※2)と考えられる

※1 窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)』(2017年、初版、有斐閣)877頁参照

※2 最判昭和47年6月22日判時673号41頁、最判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁等参照

○もっとも、実際上は、画一的に算定できるとされた慰謝料については、基本的に支配性要件を満たすと考えられるのではないか

検討のポイント②について

○画一性が認められる慰謝料については、係争利益の把握可能性及び支配性の観点から基本的に本制度の対象とすることが許容され、条件①～③を設定することは必要ないと考えられるのではないか

検討のポイント①・②の敷衍(2)

【関係する主な意見】

- 基本的には支配性や係争利益の可能性から考えていくわけなので、慰謝料請求のうち画一的に算定ができるものであれば基本的に対象に取り込んでよいというのが筋ではないか
- 定型的な把握だけではどのような影響があるか分からないといった懸念があるとする、さらに一定の絞り込みをかけるということが考えられる。今回の提案は、①、②、③というものが「または」とされているが、アドホックというか、ややばらばらに3つの場面が出てきているということに思う。そのような絞り込みをしたということで十分成り立ち得るものと思うが、アドホックということは結局間が落ちてしまうということもあり得るので、むしろ、基本的には定型性さえあればいいのだけれども、特にこういった場面で懸念がされるようならば、そちらはさらに除外するというやり方もある。

検討のポイント③の敷衍(1)

検討のポイント③について

- 個人情報漏洩事案については、画一性が認められる場合には対象とすべきとの意見もある一方で、事業者のリスク等を踏まえて対象とすることに強い反対意見もある
- 個人情報漏洩事案の中でも、事業者が意図的に目的外利用したような事案については区別して考える視点も示された
- ⇒個人情報漏洩による慰謝料については、懸念を踏まえ、単純な過失によるものは当面は対象としないこととし、意図的な目的外利用のようなものは対象とすることが考えられないか
- ⇒上記のように考える場合、その基準についてどのように考えるべきか
 - α : 故意又は重過失を基準とすること
 - β : 故意のみを基準とすること

検討のポイント③の敷衍(2)

【関係する主な意見】

- セグメントごとに画一的に算定できるという前提が確保できるのであれば、個人情報漏洩事案等に関しても広く対象に含めていただければと考える。
- 総論としては、個人情報漏洩事案がこの訴訟の対象となる、訴訟物となるということについては強く反対をする。これまでの発言はこういう条件が入るのならよいということについてまでコミットするというわけではない。やはり個人情報漏洩事案自体がこの訴訟の対象となることについてのリスクをまずよくよく検討すべきである。
- どういうルールを決め方をしても一定のグレーゾーンが出て、そこについてはある種の訴訟で最後は決めてもらうしかなく、訴訟を通じてその相場観をつくっていくしかないという状況にあるところ、ある意味でその訴訟を戦う体力が相対的に高いのは事業者なのであって、グレーなものを消費者がある程度訴えやすいようにしておいて事業者が戦って落としていくという形でルール形成がされるほうが、そもそも消費者にとって訴えられない、消費者側がグレーなので救済が求められないという事案が生じるよりはよいのではないかと考えられる。

(参考) 重過失についての主な判例(失火責任法についてのもの)

＜最判昭和32年7月9日民集第11巻7号1203頁＞

「失火ノ責任ニ関スル法律」但書に規定されている「重大ナル過失」の意義について、裁判所は、「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする(大正元年(才)127号同2年12月20日大審院判決、民録119輯1037頁参照)」と判断した(括弧は原文)

(参考) 重過失を追加した立法例

消費者契約法第4条第2項について、平成30年改正前の同規定は、不利益事実の不告知による取消しの要件を、事業者が不利益事実を故意に告げなかった場合に限定していた。このため、消費生活相談の現場では、こうした事業者の故意についての立証が消費者にとって困難であり、当該規定は実務上利用しにくいという指摘等がされていた。そこで、平成30年改正では、このような故意の立証の困難さに起因する問題に対処するため、不利益事実の不告知による取消しの要件として、故意のほかに重大な過失を追加した。

消費者契約法

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条〔略〕

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3～6〔略〕

(参考) 重過失についての主な文献

○道垣内弘人「『重過失』概念についての覚書」能見善久ほか編『民法学における法と政策』(2007年、初版、有斐閣)537頁以下

「各種の法令や判例に見る『重過失』の意味合いは、それぞれで異なる。ポイントとなる違いは、『重過失』の有無の判断において、行為者の負っている注意義務の程度を考慮に入れるか否かにある。そして、『ほとんど故意に近い』ということを経過失の重要な要素と見るときには、行為者の注意義務の程度を考慮せず、『わずかな注意さえすれば、たやすく』予見できることを要件とする。このときは、『予見の必要だった注意の程度』が十分に小さいことが要件になるのである。これに対して、行為者の負っている注意義務を問題とするときは、その注意義務の程度と、実際になされた注意との差を問題とする。『著しい注意義務の欠如』という言い方は、こちらの場合に適合的である。」

検討事項

検討事項

1. 以上を踏まえると、次のように考えてはどうか
 - ① 画一的に算定できる慰謝料は対象となる損害とする
 - ② ただし、個人情報漏洩(故意/故意又は重過失による場合を除く)により生じたものは、当面、対象となる損害とはしない
2. 上記1. のように考える場合、個人情報漏洩事案について別途の取扱いをする理由について、どのように考えるか
3. 上記2. と同様の理由で、別途の取扱いをすべきものが他に考えられるか